

『風力発電事業計画に関する覚書』

人間の求める便利で豊かな生活は、石化燃料エネルギーの利用などによって地球温暖化や生物多様性消失など、自然環境に多くの影響を与えています。私たちは、再生可能な自然エネルギーとの共生を進める必要があります。しかし、大規模な風力発電や太陽光発電の普及に伴い自然保護の問題が各地で発生しています。新潟県でも5件の風力発電事業が計画・進行中です。

日本野鳥の会新潟県では、適切な環境影響評価が行われ、野鳥への影響が少なくように保護活動に取り組んできました。会員の皆様に活動の概要をお知らせいたします。

※新潟県洋上風力発電導入研究会 環境影響評価とは別に、洋上風力発電導入の可能性や課題について関係者間で検討する調整する為に新潟県が設置。本会も日本野鳥の会佐渡支部・新潟県野鳥愛護会とともに参加。

年月日	内容	事業者	新潟県関係
2019.6			県洋上風力発電導入研究会設置
2019.7.1(新潟北部) ※配慮書が公開	本会と村上野鳥の会が 意見書を提出	大成建設・本間組	
2019.11			第2回導入研究会
2020.7			第3回導入研究会
2020.10			第4回導入研究会
2020.11.6(新潟市沖) ※計画に対する要望書	野鳥の会5団体が連名 で意見書を提出	新潟県知事、新潟市長あて	
2021.12.10(長岡風力) ※配慮書が公開	野鳥の会4団体が連名 で意見書を提出	日立サステナブルエナジー(株) 新潟県知事、長岡市長あて	
2021.2.23(新潟北部) ※予定	方法書に対する意見書 を野鳥の会6団体が連 名で提出	大成建設・本間組	
2021.2.19			第5回導入研究会

『意見書について』

意見書というのは、風力発電の建設を実施する前に事業者が提出する環境影響評価法に則ったアセスメントの方法や結果に対して、保護団体が意見を述べてより自然への影響の少ない計画になるように働きかけるものです。

1. 配慮書

- ・事業者が候補地の選定理由を文献やデータからまとめた調査結果のこと。
- ・保護団体は候補地が稀少種の生息や渡りルートにある場所などについて意見書を提出する。

2. 方法書

- ・配慮書で示された候補地の自然環境全般について影響の有無・度合いの調査方法を記述した書類。
- ・保護団体は、調査方法、指定種の調査など、さらに詳細な調査条件を盛り込んだ意見書を提出。

3. 準備書

- ・方法書で示された調査結果をまとめたもの。
- ・保護団体は、調査結果の解釈などについて意見書を提出する。

4. 意見書の提出期限

- ・上記の3文書は、「文書公開期間1ヶ月+2週間」の期間に意見書を提出する(45日間)
- ・この期間を逃がすと、計画そのものへの直接意見表明することはできなくなります。

(文責 日本野鳥の会新潟県副会長 渡部 通 2021.3.7)